

東久留米市交通安全対策協議会設置要綱

(設置)

第1 交通事故のない安全で安心なまちの実現を図るため、東久留米市交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、交通事故防止対策に関する必要な事項について、調査及び検討する。

2 協議会は、第2の1による検討結果について、東久留米市長（以下「市長」）に報告する。

(委員の構成)

第3 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は選任する。

- (1) 田無警察署交通担当の警察官 1名
- (2) 東久留米市交通安全協会 2名以内
- (3) 東久留米消防署職員 1名
- (4) 東久留米市自治会連合会 1名
- (5) 東久留米市立小中学校保護者 1名
- (6) 東久留米市商工会 1名
- (7) 東久留米市私立幼稚園連合会 1名
- (8) 東久留米市立小中学校長 1名
- (9) 東久留米市職員 4名以内
- (10) 東久留米市教育委員会事務局職員 1名
- (11) 東久留米市老人クラブ連合会 1名

(委員の任期)

第4 委員の任期は、第2に規定する市長への報告を完了するまでとする。

(会長・副会長の選任及び権限)

第5 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会の会議を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 協議会は、会長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。

2 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 協議会は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(謝金)

第7 協議会の委員のうち、第3の(1)、(3)、(8)、(9)及び(10)に掲げる者を除き、予算の範囲内において定める額を謝金として支給する。ただし、謝金として支給する者から辞退の申し出があったときは、この限りでない。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、都市建設部管理課において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。